

山梨県公報

第千八百六十二号

平成二十年

六月十六日

月 曜 日

目次

告示

土地改良事業計画の適当決定……………三三九

公告

清算人の退任……………三三九

告示

山梨県告示第二百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長から協議のあつた土地改良事業(大泉地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し 条例の写し

二 縦覧期間

平成二十年六月十七日から同年七月十四日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

平成二十年七月十五日から同年七月二十九日まで

公告

● 清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した増穂土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があつた。
平成二十年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

清算人氏名	住 所	退任年月日
内池日出男	南巨摩郡増穂町長澤一八〇番地の二	平成二十年五月十九日
秋山 武範	南巨摩郡増穂町小室五八二〇番地	平成二十年五月十九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番